

亀岡農業振興地域整備計画の変更について

亀岡市産業観光部農林振興課

令和5年8月

I 農業振興地域制度

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく優良な農地を確保・保全するとともに、農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

長期にわたって総合的に農業の振興を図る地域を「農業振興地域」として制度の目的を達成するため知事の指定を受けています。

亀岡市では、5,454haが「農業振興地域」に指定されています。

II 農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、国の基本指針並びに京都府の基本方針に基づき、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。

整備計画の内容は、相当長期にわたり（おおむね10年以上）農業上の利用を確保すべき土地と施策について次のことを定めています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①農用地として利用すべき土地の区域と用途区分（農用地利用計画）②農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項③農用地等の保全に関する事項④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率化かつ総合的な利用の促進に関する事項⑤農業の近代化のための施設の整備に関する事項⑥農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備に関する事項⑦農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項⑧農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 |
|--|

1 農用地利用計画とは

整備計画のうち農用地利用計画とは、「農用地」として利用すべき土地の区域（農用地区域）の地番による指定とその用途区分（田、畑、農業用施設用地）を定める計画をいいます。集団的にある農地を将来にわたり優良農地として

農業上の利用を確保するとともに、農用地利用計画以外の各計画を総合的かつ計画的に推進するための土地の区域を定めているものです。

※「農用地等」とは

農地（田・畑・樹園地）、土地改良施設用地（用排水路施設や農道）、農業用施設用地（畜舎など）をいいます。

2 農用地区域の農地のメリット

- ①農業基盤整備事業等の農業施策（多面的機能支払・中山間地域等直接支払などの交付金事業を含む）の受益地となります。
- ②税制上の優遇措置が受けられます。
- ③原則として、宅地などの農業上の用途以外に利用するための転用が認められないため、乱開発の防止となります。

Ⅲ 農業振興地域整備計画の管理方法

1 特別管理

市町村の農業振興地域整備計画は、おおむね10年間を見越した農業振興に係る基本計画として策定しているものですが、5年ごとに実施する基礎調査の結果や社会経済情勢の変動などを踏まえ、必要な場合には全面的な変更（見直し）を行うことができます。

本市においても、昭和49年に策定以来、今日までに8回の変更（見直し）を行っていますが、農用地利用計画における農用地区域の編入・除外や各種農業振興計画の変更（見直し）等は、原則としてこの特別管理以外では認められません。

2 一般管理

農用地利用計画のうち、早急に農地以外のものとして利用しなければいけない事由が発生した場合（農家用住宅建築のための転用や公共事業用地など）及び農地から農業用施設用地への用途変更に限っては、年2回程度の変更を行うことができます（用途変更は随時受付）。

なお、特別管理及び一般管理により農用地利用計画を変更する場合には、ともに知事の認可を受けるとともに公告が必要となります。

IV 亀岡農業振興地域整備計画の変更（第9回特別管理）

1 農用地利用計画の見直しに係る基本的な考え方

おおむね10年にわたり農地として利用する土地を「農用地域」として、省令に定める基準に従って用途を指定することとなっており、次のとおり対応することとします。

- ①一定のまとまり（10ha）を持つ集団的な連坦農地は、農用地域として設定する。
- ②土地改良事業の実施区域を明確にし、当該区域内農地を農用地域として設定する。
- ③農業上の用途以外への土地利用計画及び事業等を明確にし、その計画等に沿って農用地域から除外する。
- ④集落の居住区域内に点在する農地の土地利用計画を明確にし、農用地域への編入又は除外を行う。

2 計画の見直しにかかる事務内容

各集落における今後の農業振興計画に関係してくるため、農地所有者・農家組合等で話し合いや意見の集約が必要となりますので、次のとおり御協力をいただきたいと考えています。

- ①「おしらせ」を農地所有者に配付し、説明をお願いします。
- ②農用地域への編入・除外を希望される農地所有者（集落内に農地を持っている農地所有者）がある場合、農用地域への編入・除外が今後の集落における農業活動に影響がないか（除外の場合）十分検討を行い、変更申請書を作成してください。
- ③亀岡市内に農地を所有する市外在住者に対し、特別管理の実施について案内を郵送します。農用地域への編入・除外を希望する場合は、農家組合長を通して申請するよう案内させていただきますので、連絡がありましたら、申請内容を十分検討のうえ変更申請書を作成してください。
- ④農家組合等においても、地域の農用地等の利用について検討いただき、編入・除外が必要な場合には、農地所有者の同意の上、変更申請書を作成してください。
- ⑤変更申請書の取りまとめをしていただき農家組合長印（個人印可）を押印のうえ、令和5年10月31日までに亀岡市農林振興課までご提出をお願いします。